



遺産等の一部で 「熊本いのちの電話」へご支援を

熊本いのちの電話は
皆様からの浄財で運営されています
自殺予防活動へのご支援をお待ちしております

① 「死因贈与による寄付」をすることができます

死因贈与とは、ご本人が「熊本いのちの電話」への寄付の意向をお持ちの場合などに、ご本人と「熊本いのちの電話」との間で、ご本人が亡くなった後に特定の財産を贈与することを内容とする契約のことをいいます。生前に契約を結び、ご本人がお亡くなりになった後に効力を生じる点に特徴があります。例えば、身寄りのないお一人暮らしの方などにご検討をおすすめ致します。手続きなどについて、詳しくは事務局へお問合せください。

② 生前のお気持ちを「遺贈による寄付」として残すことができます

遺贈による寄付とは、遺言によってご本人の財産の一部または全部を無償で「熊本いのちの電話」に寄付していただくものです。死因贈与による寄付とは異なり、贈る側の一方的な意思表示によって行うことができますが、寄付先と寄付金額などを遺言書に記載する必要があります。 ※「熊本いのちの電話」への遺贈は相続税が非課税となり、相続税の対象から除かれます。

遺言書の作成にあたっては弁護士等の専門家へご相談ください。相談先が不明な場合には事務局へご相談ください。

③ 「相続した財産を寄付」することができます

故人より相続した財産を相続税の申告期限までに「熊本いのちの電話」に寄付した場合、その財産は相続税の非課税となり、相続税の対象から除かれます。

詳しくは事務局へご相談ください。



社会福祉法人 熊本いのちの電話

事務局 TEL : 096-354-4343 (平日 10時~17時)